

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	積立定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・定 型 方 式…1年、2年（3ヵ月の据置期間を含みます。）
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	・個人の方の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息を支払います。 〈預入期間〉 6ヵ月未満…解約日における普通預金利率 6ヵ月以上1年未満…約定利率×50% 1年以上2年未満…約定利率×70%
11. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。